岐阜市立女子短期大学学生支援方針

制定：令和４年　９月２８日
改正：令和８年１１月１０日

この方針は、本学の学則及び教育目標の実現において、すべての学生が学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、学生の資質及び能力の向上を図り、発揮させるとともに、学生が安心して学業に取り組めるよう、教職員一人ひとりが学生からの信頼を得る規律ある行動を定めることを目的として学生支援の方針を定める。

１．修学支援

・教員は学生に対して、教育・研究者として公平・公正かつ適切な指導を行い、学生の資質及び能力向上に真摯に取り組む。
・修学に関する相談体制を整備し、教職員が相互に連携して相談・指導に取り組む。
・学生が自ら意欲的に修学を進めることができるよう、施設の利用環境及び設備環境の整備に努める。
・成績不振の学生や留年生、休学者及び退学希望者の状況把握を行い、それぞれの学生の状況に応じた指導及び助言を適切に行う。
・専門的知識や深い教養を修得させることを目的とした正課教育のほか、広い視野を持つ豊かな人間性を育むことを目的とした正課外教育に取り組む。

２．生活支援

・職員は、生活支援に係る国の制度改正や参加団体の研修等で情報を得た場合は、迅速に学生及び学内組織に情報提供を行い、遺漏なく生活支援の改善を進める。
・学生の経済的な不安を解消するべく、授業料減免制度及び奨学金制度やアルバイトの情報提供等による支援を行う。
・学生の豊かな人格形成に資するため、正課内外の活動に積極的に取り組むことができるよう支援を行う。
・学生が健全な心身を維持・増進するために、学生が快適で不安なく過ごせるよう、支援を行う。
・学生の人権を尊重し、ハラスメントの防止及び事案に対して適切な支援を行う。

３．進路支援

・１年次より各学科の教育･研究内容をふまえ学生の多様な進路の希望に対する相談や支援を行う。
・卒業生と連携し、情報収集を行うなど、学生の支援体制や内容の充実を図る。

４．学生相談等の対応

・学生に対する教職員の行動や言動について、学生から学内の相談窓口を通じて問題があるなどの相談があった事項や、教職員がコンプライアンスの遵守にあたり問題の可能性があるとした事項について、教職員及び各担当組織は、評議会に報告するとともに評議会の指示の下、各組織において迅速、的確に対処する。